

令和7年2月20日

各学区区政協力委員長 様

緑政土木局路政部自転車利用課

浄心自転車等放置禁止区域の変更について

1 放置禁止区域図（変更案）

別図参照

2 放置禁止区域変更時期

令和7年6月1日予定

3 スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年 2月20日	○西区区政協力委員協議会定例会
2月28日	○西区安心・安全で快適なまちづくり協議会 （交通安全部会） 放置禁止区域変更に関する意見聴取
4月	○ 放置禁止区域変更の告示
4月～5月	○ 広報なごや掲載（西区版・4～5月号） ○ 放置禁止区域変更の現地周知
6月1日	○ 浄心自転車等放置禁止区域変更

緑政土木局路政部自転車利用課

担当：伊藤、山本

電話：052-972-2877

(案)

6 土 自 第 号
令和7年2月 日

西区安心・安全で快適なまちづくり協議会
会長 高岡 豊彦 様

名古屋市長 広 沢 一 郎

自転車等放置禁止区域の変更の意見聴取について

下記のとおり、自転車等放置禁止区域を変更したいので、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項の規定により、意見を聴取します。

記

- 1 名 称 浄心自転車等放置禁止区域（変更）
- 2 位 置 浄心一丁目周辺
- 3 区 域 別図のとおり
- 4 指定年月日 令和7年6月1日（予定）

（緑政土木局路政部自転車利用課）

Tel 9 7 2 - 2 8 7 7

○名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例

昭和 63 年条例第 40 号

(放置禁止区域の指定等)

第 9 条 市長は、市民の良好な生活環境の確保を図るため、必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 放置禁止区域の指定は、その名称、位置その他規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

○名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則

昭和 63 年規則第 103 号

(放置禁止区域の指定)

第 3 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識(第 1 号様式)を設置するものとする。

2 条例第 9 条第 3 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 放置禁止区域の指定年月日
- (2) 放置禁止区域の区域

○名古屋市自転車等放置禁止区域指定要領

(趣旨)

第 1 この要領は、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例(以下「条例」という。)第 9 条の規定による自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定基準)

第 2 放置禁止区域の指定の対象は、大量に放置された自転車等により市民の良好な生活環境が阻害されているところ、又はその恐れのあるところとする。具体的には、次の各号に掲げることに支障をきたしているところ、又はその恐れのあるところとする。

- (1) 歩行者等の通行の安全と円滑
- (2) 歩道、駅前広場等の公共施設の機能
- (3) 災害時における防災活動
- (4) 都市美観

2 市長は、放置禁止区域を指定するに当たっては、次の各号に掲げることを総合的に勘案するものとする。

- (1) 代替交通機関の有無
- (2) 自転車駐車場の整備状況
- (3) 地域住民の理解と協力

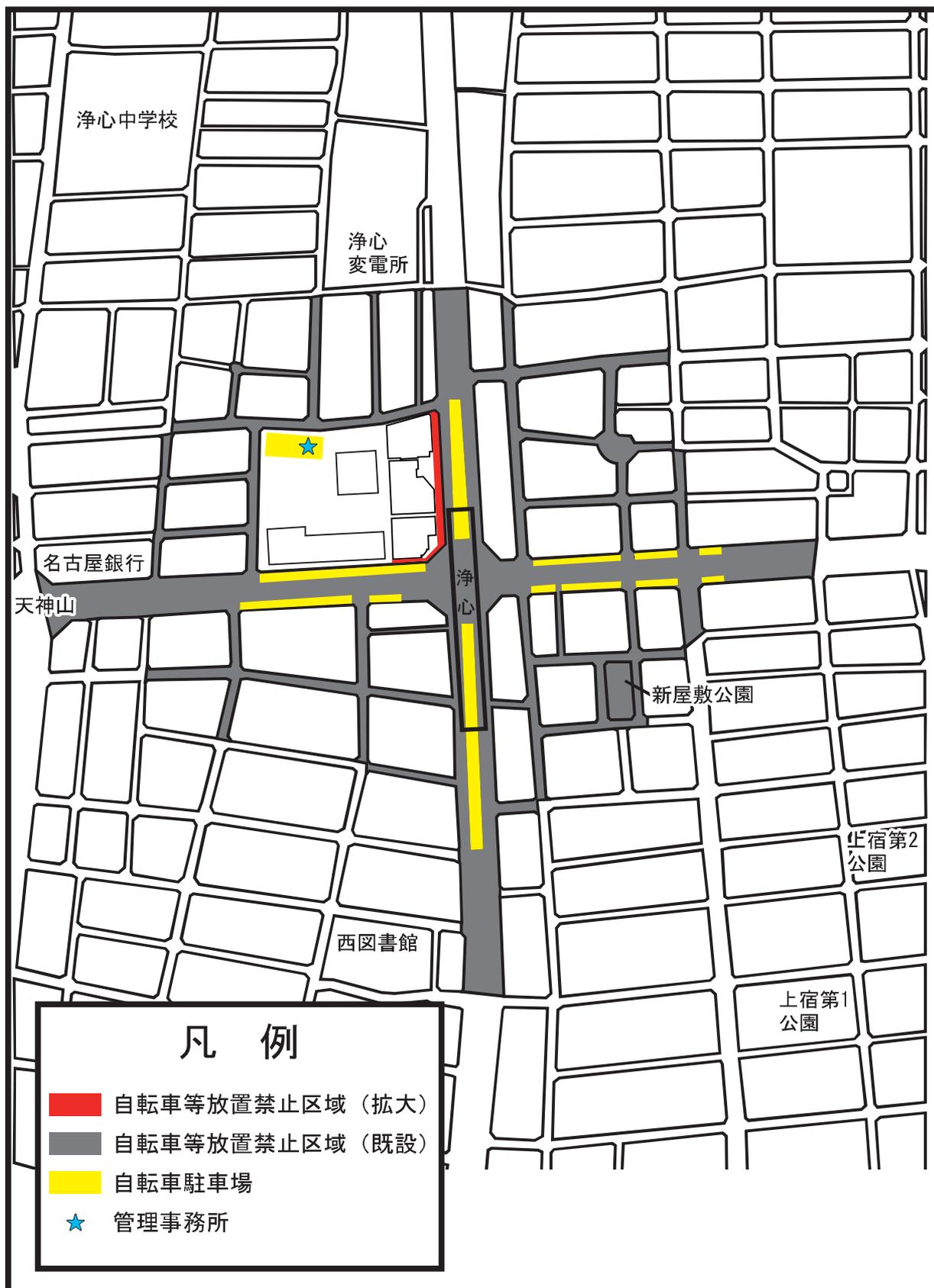
(放置禁止区域の指定手続等)

第 3 条例第 9 条第 2 項に規定する意見聴取(様式 1)は、区に設置された自転車駐車対策に関する協議会に対して行うものとする。

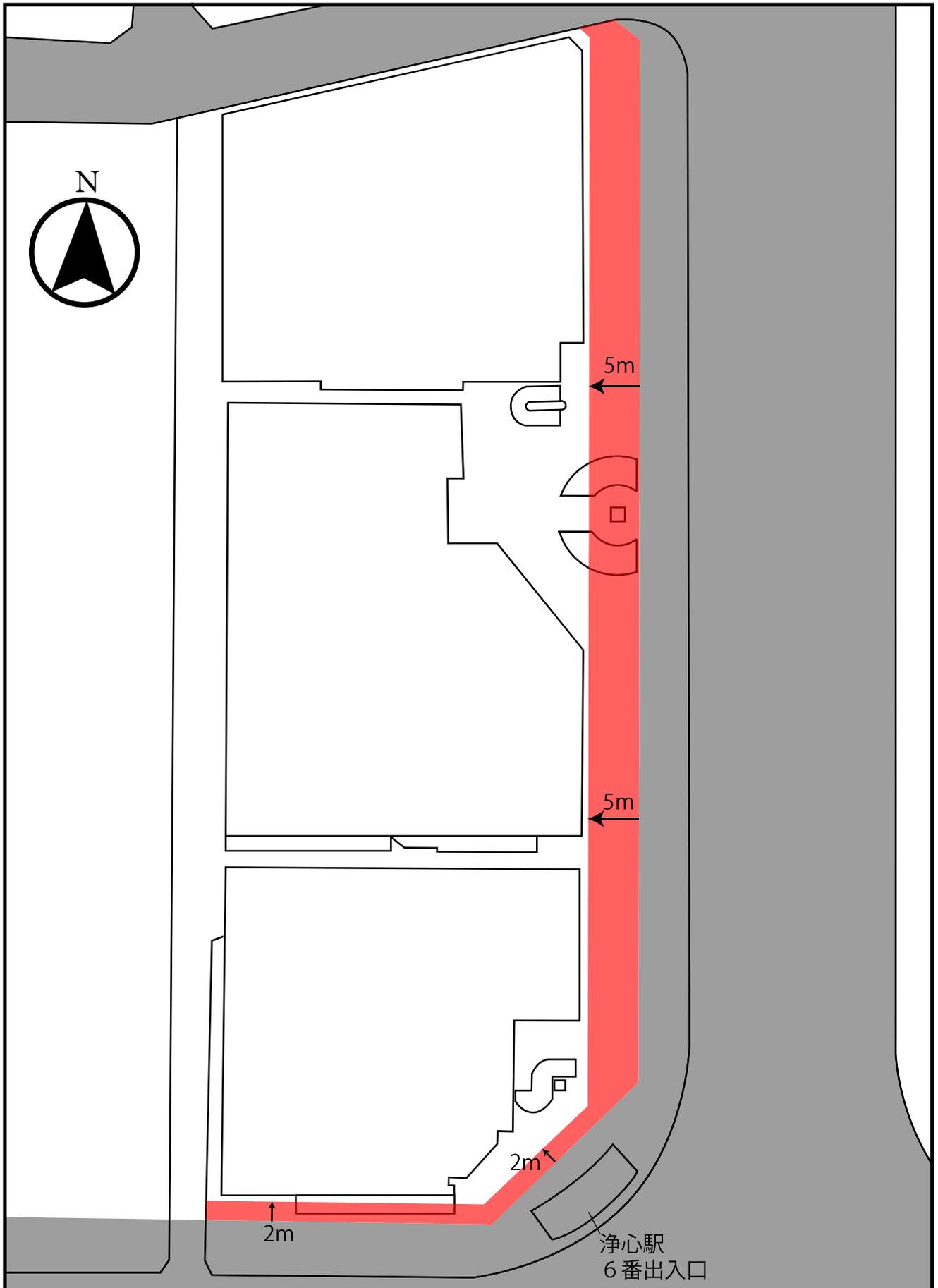
2 区に設置された自転車駐車対策に関する協議会は、放置禁止区域の指定について、関係機関及び関係団体の意見を聴いたうえで、市長に回答するものとする。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、条例及び条例施行細則に定めるもののほか、当該区域であることを表示する路面標示(様式 2)及び案内看板(様式 3)を必要と認める場所に設置し、その周知に努めるものとする。

浄心駅 自転車等放置禁止区域



拡大箇所詳細図



凡例 ■ 自転車等放置禁止区域(拡大) ■ 自転車等放置禁止区域(既設)